

**第 1 回 庄内南部地区合併協議会
専門小委員会第三小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 5 年 6 月 7 日（土）

場 所：朝日村中央生涯学習施設すまいる

第 1 回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第三小委員会 会議録

- 日 時 平成 1 5 年 6 月 7 日 (土) 午後 3 時 0 3 分 ~
- 場 所 朝日村中央生涯学習施設すまいる 視聴覚室
- 次 第
 - 1 開 会
 - 2 委員長及び副委員長の選出について
 - 3 あいさつ
 - 4 説 明
 - 「庄内南部地区の現状」について
 - 5 そ の 他
 - 6 閉 会

○出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	羽黒町議会議長	今井 勇雄	委 員	鶴岡市・識見を有する者	大瀧 常雄
副委員長	櫛引町議会議長	菅原 元	委 員	藤島町・識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	羽黒町・識見を有する者	呼野 祝二
委 員	朝日村議会議員	井上 時夫	委 員	三川町・識見を有する者	鈴木 正士
委 員	温海町議会議員	富樫 栄一	委 員	朝日村・識見を有する者	渡部 長和

○欠席委員 なし

○出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
農林水産 部 会	副部会長	鈴木喜一郎	建設部会	副部会長	上林 正利
	副部会長	佐藤 武		上下水道分科会長	後藤 光博
	林業分科会長	安達 文一		部会員	渡部 芳勝
	水産分科会長	五十嵐正治			
	農業委員会分科会長	小林 順五			

○出席事務局職員

役 職 名	氏 名
調査計画主査	土田 宏一
調査計画主査	本間 光夫
調査計画係長	柳生 晃

1 開 会（午後3時03分）

- 土田宏一事務局調査計画主査** 開会の前に、事務局のほうからお願いでございます。委員の皆様、今週初めにお手元の資料庄内南部地区の現状という、建設部会と農林水産部会の資料をお送りしたわけですが、建設部会の資料につきまして、一部訂正がございましたものですから、机の上に訂正済みの資料を配付いたしておりますので、差し替えのほうよろしくお願いいたいと思います。机のほうのは訂正後ということで、ご理解ください。

それでは、ご案内の時間になりましたので、ただ今から庄内南部地区合併協議会専門小委員会第1回の第三小委員会を開催いたします。

合併協議会事務局の土田でございます。よろしくお願いいたします。

委員長及び副委員長が選出されますまでの間、事務局で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 委員長及び副委員長の選出について

- 土田宏一事務局調査計画主査** 次第の2 委員長及び副委員長の選出についてでございますが、協議会専門小委員会設置要綱の第4条において、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めると規定しております。委員長及び副委員長の選出につきまして、お諮りをいたします。委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。
- 大瀧常雄委員** 委員長、副委員長につきましては、議会の議員が適切と思いますので、委員長には羽黒町の今井委員、それから副委員長には櫛引町の菅原委員を推薦いたしますので、よろしくお願いいたします。

（「異議なし。」という声あり）

- 土田宏一事務局調査計画主査** ただ今、委員長に今井委員、副委員長に菅原委員というご推薦がございましたが、委員の皆様からのご異議なしとの声が多いようでございますので、委員長に今井委員、副委員長に菅原委員にご就任いただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

先ほど申し上げました専門小委員会設置要綱におきまして、委員長が会議の議長となると定めております。今井委員長には、議長席におつきいいただいて、ごあいさつをお願いいたします。ごあいさつの後、会議を進めてくださるようお願いいたします。では、委員長お願いします。

3 あいさつ

- 今井勇雄委員長** ただ今皆様方から、本委員会の委員長を仰せつかりました羽黒町の今井でございます。

前回3月の合併協議会において設置されました専門小委員会でございますが、本日が初会議ということでございます。専門委員会の設置要綱によれば、小委員会は協議会から付託された事項及び専門部会における協議事項について、調査または審議するとされているところでございます。今後合併協議会の協議が具体的な事項に入っていくにしたい、専門小委員会で協議すべき事項は相当のものになると考えられますが、課題ごとに必要な議論を十分行ないながら、ぜひ庄内南部地区の合併に資するような協議にしていきたいと思います。これから小委員会はかなりの頻度で開催されることになるものと思いますが、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

4 説 明

「庄内南部地区の現状」について

○**今井勇雄委員長** それでは、次第の4 説明「庄内南部地区の現状」についてに入ります。趣旨につきまして、事務局より説明をお願いします。

○**土田宏一事務局調査計画主査** それでは、事務局のほうから今回の説明「庄内南部地区の現状」作成の趣旨について、ご説明をさせていただきます。

この小委員会では、農林水産部門と建設部門の合併協定項目の調整や新市建設計画の策定等について、ご審議していただくことになります。この前段といたしまして、最初に各部門の庄内南部地区の現状と課題について、共通理解の参考にしていただきたく、合併協議会の各専門部会が担当分野における現状と課題を統計データにして概要をまとめたものです。これから農林水産部会と建設部会の担当からそれぞれの分野の概要についてご説明をいたします。なお、時間は質問の時間も含め、概ね3時50分頃までと予定をいたしております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○**今井勇雄委員長** 農林水産部会、お願いします。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副部長** それでは、農林水産部会についてご説明したいと思います。お手元の資料でおわかりのように、農林水産部会につきましては、農政分科会、林業分科会、それから水産分科会、農業委員会分科会、この4部構成になっているところでございまして、農政、それから林業、水産については私、鈴木でございますけれども、ご説明したいと思います。それから農業委員会分科会につきましては分科会長がご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、資料によってさっそくご説明に入りますけれども、まず1ページにこれまでの農家数のことが載っております。一口で申し上げますと農家数はご案内のとおり減少している、そういうことに尽きるわけで、実態でございますけれども、その内容を見てまいりますと、1ページの(3)に出っていますが、1種兼業農家が大きく減少している状況でございます。つまり、総戸数で昭和60年と比較いたしますと、約

2,700戸減少いたしまして、総数で7,628戸でございます。そのうちの1種兼業、つまり農業を主とする兼業農家の減少でございますが、2,100戸の減少でございまして、このところが非常に大きく減少し、専業と2種兼業は大体大きな揺れはない形でこれまで経過をしているのが現状でございます。

次に2ページをご覧ください。農家数の減少でございますので、当然その中の就業人口も減少するという形になってまいります。ここには年齢別の分類をいたしておりますが、特徴的なところを申し上げたいと思います。(4)をご覧ください。ここでは60才以上の占有率でございますけれども、昭和60年にはおよそ30%の占有率でございましたけれども、平成12年には62%の占有率でございます。この高齢化に対してどう対処していくかというのが、これからの計画の中での大きな課題になるであろうと思われます。それと相反する形で若い方々がどれだけ就業されたかということでございますが、3ページをご覧ください。およそ25名から30名の間で、この庄内南部の中では就業がなされているという実態でございます。なお、途中平成11年に非常に大きく伸びているところがございますが、これについては町村の施策に関する原因があったと思います。

次に、経営耕地面積について申し上げたいと思います。4ページをお開きください。昭和60年に2万ヘクタールございましたけれども、現在では1万9,100ヘクタールになってございます。これらについては、各市町村の施策的なところもございましたし、公共的な内容での改廃等もあるわけでございますので、このところは割愛をいたしたいと思います。

しからは1戸平均、あるいは階層別にどうであるか、この状況は5ページに出ているところでございます。この内容を見てみますと、確実に規模は拡大しているということが出てまいります。それは5ヘクタール以上の実態が、右下のところに出ているところでございますが、いずれにせよ3ヘクタール未満が5,056戸でございます。そうしてまいりますと、約60%強が3ヘクタール未満でございますから、その中で生産調整を行ないながら営農を展開するわけでございますので、加えて現在の経済状況からしますと、所得というものは非常に難しいものがある。ここに就業者が他産業に夢を持つ、こういうような現象が表れているのかなというふうにも察するところでございまして、それを克服する計画というものがこれからはなさなければならないと思います。

次に、最も重要な内容になっておりますが、6ページをお開きになってください。6ページは耕作放棄地でございます。昭和50年代は耕作放棄地という言葉はあまり使われないでいったと思います。昨今の情勢の中で耕作放棄地というものが出てまいりまして、その実態を見てみますと現在326ヘクタールに及んでいるところでございます。これも60年と比較しますと、259ヘクタール増加をしているところでございますから、今後どういうふう to これが動いていくであろうか、昨今の青年あるいは中年層の営農活動の状況を見てまいりますと、意外と耕作放棄というものを軽く見

ているところがあるわけでございますから、それらを起こさないような施策、つまり公社になりますか、あるいは法人になりますか、これは地域の特性に合った形のものを見出していかなければならないというふうに考えているところでもございます。なお、課題についてはグリーンツーリズムなども記載をいたしてございますので、ご覧願いたいと思います。

それから、農業粗生産額でございます。これも重要な内容になってまいりまして、これをいかにして上げていくか、そしてその中では経営効率を良くする、あるいは有利販売をする、あるいは目標所得による複合作目の選択などいろんな手法があるわけでございます。最近の文言からすれば、多様な経営体ができるであろうということ想定をいたしているところでございます。実績では減少傾向にあるわけでございますけれども、(1)に合計金額が出ているところでございますが、現在は7市町村全額で330億でございます。60年からいたしますと、190億の減少になっているところでございまして、その一番大きな内容はご案内のとりの米価の状況でもございまして、生産調整という手法も出てまいりますし、3年に1回は米作りを休まなければならない、こういうものが減少の根底になっているところかと思えます。これからの計画の立て方の中で検討しなければならないのは、(3)の米の占める割合でございます。7市町村合わせまして、米の占める割合が60%でございますけれども、山形県全体では44%でございます。庄内全体では58%でございます。7市町村はやっぱりに米に依存する内容が非常に大きいというところでございますから、そういう点ではこれからの複合経営の持ち方、あるいは稲作に関わる改革、こういうものが重要な課題としてこの中には出ているところがございます。

次に8ページをご覧いただきたいと思えます。ここは畜産の関係でございます。畜産も非常に重要でございまして、循環型農業あるいは有機農業を論じますとこういうものが重要でございますけれども、時間の関係もございますので、割愛させていただきたいと思えます。

9ページに南部地区の生産調整の実態を載せてございます。ここのところもこれからの話の中では重要になってまいりますけれども、上の表でございまして、転作目標率は平均で29%でございます。最大が34%、低いほうでは26%になっているところでございますけれども、その生産の状況が右下に14年度の作物別の転作態様が載っているところでございますので、このグラフをご覧になっていただきたいと思えます。

次に、農村整備に関わる点でございます。10ページをお開きください。ほ場整備率は全体で85%に及んでいるところでございます。管理農道の実態が出ていますので、ご覧願いたいと思えます。

11ページに移らせていただきます。土地改良区との関わりが大きいわけでございますけれども、総体で11の土地改良区が、合併いたしますと範囲の中に入りますので、そことの関わりなども非常にこれから重要になってくるであろうという

想定をいたしているところでございます。

12ページの林業分科会のほうを申し上げたいと思います。ご案内のとおり民間の森林面積が多くございまして、全体の林野率は71%に及んでいるところであり、森林面積は9万6,000ヘクタールになってございます。民有林は地域森林の47%、4万5,000ヘクタールということも記載いたしてございますし、スギを中心として営まれているという状況がでございます。なお、民有林の実態などが13ページに出ているところでございますけれども、これも後でご覧になっていただければ幸いに思います。

14ページに民有林の主体でございます山林を保有している林家ですが、1ヘクタール以上の方が約3,100戸ございます。これについても減少傾向などが見られるところでございますけれども、非常に木材価格が良くないということで、一口に申し上げれば林業離れが発生しているという状況がでございます。昨今地産地消ということでの運動も展開されているところでございますので、そういうものも活用していかなければならないというふうに思っているところでございます。

なお、16ページにスギを中心としましたこれまでの価格形成が出ているところでございます。米と同様昭和56年は2万円台でございましたけれども、現在では1立米7,794円ということで、非常に低迷している現状でございます。

それから、特用林産物等が18ページに載ってございますし、森林の開発と特に関係がございまして林道につきましての実態も19ページに載っておるところでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それから、昨今話題になってございます松くい虫、ナラ枯れなどが非常に多くございまして、その対策がいろいろと議会等で議論になっているところでもございますけれども、その実態が20ページに出ているところでございますので、これもご覧になっていただきたいと思います。特にナラ枯れ被害の本数は、約2万7,000本に及んでいるような状況でございます。

次に、水産関係でございます。経営体といたしましては、そう大きく変化はございませんけれども、23ページの真ん中の表4に出てございますが、第一次産業特有の60才以上の高齢化率は54%ということで、年次ごとに高くなっている現状がこの表の中に見られるところでございます。

しからば漁獲量はということになってまいりますと、24ページに記載をいたしてございます。ここの漁獲量の現状の中に11年が3,489トンという数字が載っているところでございますけれども、大きなぶれはないというふうに見てもいいのではないかと思います。さらにそれに関わる漁獲金額の状況でございますけれども、16億5,700万が現状でございまして、これも過去から見ますと減少傾向になってございます。1経営体当たりも載っているところでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それから26ページについては、育てる漁業ということでの内容を記載してございます。

ちょっと長くなりましたけれども、農林水産関係の現状でございます。
それでは、農業委員会のほうを続けさせていただきます。

- 小林順五農業委員会分科会長** 鶴岡市農業委員会事務局長の小林でございます。私から27ページからの農業委員会分科会についてご説明をさせていただきます。農業委員会につきましては、農業者の代表機関ということで農業、農村の全般的なことに関係あるわけでございますが、農政分科会と調整をさせていただきます、3点について申し上げたいと思います。

1点目の認定農業者の状況でありますけれども、ご案内のとおり認定農業者制度は農業経営基盤強化促進法に基づきまして、市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を作成いたしまして、農業者が作成した5年後の経営改善計画をこの構想に基づきまして、市町村長が認定しているものでありまして、平成6年度から認定しているというような状況でございます。認定基準といたしましては、市町村によりまして若干違いがありますが、全体的には基幹農業従事者が、1人当たり労働時間2,000時間で概ね500万円以上の所得を上げる計画がある農業者ということでございます。7市町村での認定農業者の数につきましては、表のとおり平成15年3月末現在で1,459経営体であります。認定農業者に優先的に支援するという国の施策によりまして、若干ながら増えているところでございます。

次に28ページをお開き願います。2点目の農業委員数の状況でありますけれども、7市町村における現在の農業委員の数は129名でございます。この中で選任委員が28名おりますが、その内訳を申し上げますと議会推薦が14名、農協推薦が7名、農業共済組合推薦が7名でありまして、内女性農業委員は8名ということになってございます。農業委員会等に関する法律によりまして、いくら大きな市になりまして公選の委員は40名以内ということになってございまして、今後調整が必要になるということでございます。

次に3点目でございますが、29ページから34ページまでの農地移動の状況でありますけれども、農地法に基づくものと農業経営基盤強化促進法に基づくものを載せてございます。農地法第3条に基づく農地移動につきましては、農地のままで権利を設定または移転するものでありまして、状況については表のとおり平成14年は件数421件、面積484.8ヘクタールでありまして、件数、面積とも大幅に減少しているということでございます。

次に30ページをお開きいただきたいと思いますが、農地法第4条につきましては、自己所有地を転用する場合に該当するものでありまして、これもまた景気の低迷を反映して減少している状況でございます。

31ページをご覧いただきたいと思いますが、農地法第5条でありますけれども、転用を目的として権利の設定または移転する場合に該当するものでありまして、状況は表のとおり、全体的に減少しているというふうな状況です。平成14年には若干増えておりますけれども、傾向的には減っているということでございます。

次に３２ページをお開きいただきたいと思います。農業経営基盤強化促進法は、農地法の特例として昭和５５年に制定された農用地利用増進法が一部改正されたものでありまして、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目的としているものでございます。この法律に基づく年度別の利用権設定状況につきましては、表のとおりでありまして、今後示される米政策改革大綱の関係がもう少し具体的になりますと、どのようになりますか、今の状況では大変心配されているわけですが、農地の効率利用を進めるためには、受け手となる担い手の育成が課題となるのではないかと考えているところでございます。

次に３３ページをご覧くださいと思います。訂正させていただきたいと思えますけれども、（口）の利用権設定等（ストック分）とありますが、この「等」が余計でございまして、削除していただきたいというふうに思えます。申し訳ございません。

この農業経営基盤強化促進法に基づく平成１４年３月末までの利用権設定実集積面積であります、表のとおりでありまして、農業振興地域内の農用地面積に対します利用権設定率につきましては、平均で１６．２％となっておりますけれども、市町村によりましてかなりの違いがあり、１０．７％から１９．５％ということで、倍近い開きがございまして。

次に３４ページを見ていただきたいと思います。所有権移転についてでございますけれども、取扱状況は表のとおりとなっております。米価の下落から農地の売り手に対して、買い手が少ないというような状況になってございまして、農地価格も下落いたしており、このままでは大変なことになるというふうな見方をしておりまして、その対策が急務ではないかなと思っているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

○**今井勇雄委員長** 次に建設部会、お願いします。

○**上林正利建設部会副部会長** 建設部会は、都市計画・都市整備・建築分科会、それから土木分科会、上下水道分科会という三つの分科会に分かれております。

それでは進めていきます。資料の１ページは、都市計画区域の状況です。都市計画区域は、都市計画立案のための単位区域であり、都市計画法に基づき自然的、社会的条件を考慮して、一体の都市としての総合的な整備、開発または保全等の都市計画を立てる区域をいいます。そして現在、鶴岡、藤島、櫛引、三川、それから温海で都市計画区域が設定されておりますけれども、羽黒と朝日村については都市計画法に規定されている一定の要件に該当しないということで設定されております。都市計画区域の設定の考え方としては、一つとして土地利用状況とその見通し、二つ目に地形等の自然的条件の状況、三つ目として通勤通学等の日常生活圏の状況、四つ目として主要交通施設の設置状況等を勘案して、地域的な総合性が確保できる基準とすべきというふうにされております。それらを勘案し、区域が設定されている状況については表

のとおりであります。人口比においては、鶴岡市の場合が95.5%の人が、また温海町の場合は43.2%の人が都市計画区域に居住しているというふうになっております。それから面積で見ますと、鶴岡市では市域の53.5%、温海では行政面積の2.7%が都市計画区域となっております。現在、それぞれの市町村単位において、都市計画法に基づく都市計画区域を設定しておりますが、新しい市を対象とした広域的な視点となっていないというところがあります。

2ページ目に移ります。公園の状況です。公園緑地は、スポーツ、レクリエーション、休養、防災対策等、快適な生活環境の創出や都市環境の保全等多くの機能を有しておりまして、住民の行動圏全体を対象とするものであります。したがって都市全体を対象とする公園緑地は、総合公園、運動公園、歴史公園、河川緑地であり、近隣を対象とするのは近隣公園、街区公園などであります。ただ工業地と住宅地の環境保全のための環境緑地、それから指定市街地の狭小な空間を利用したポケットパーク、あるいは自然を生かした保全系緑地など、多岐に渡っております。各市町村の現状は表のとおりであります。自然的条件、社会的条件の違いや既存の公園類似施設の有無などによりまして、それぞれの公園が設置されているものと考えられます。1人当たりの公園面積でいきますと、朝日村が一番多く25.17平米、それから鶴岡市の場合10.44平米となっております。

3ページに移ります。市街地整備事業の現状です。一つは鶴岡市のシビックコア地区整備事業であります。国の承認を昨年の7月に受け、中心市街地の整備を行なおうとするものです。区域面積としては40.3ヘクタール、事業面積が9.3ヘクタールであります。主な事業としては、都市計画道路の整備と公共施設等の整備を行なうものです。

それからもう一つは、中心市街地の活性化策としての元気居住都心整備事業です。そういうことで銀座地区を整備しようというものであります。中心市街地の遊休地の有効活用と民間活力の誘発を目指し、高齢化社会に対応する元気老人の活動拠点の整備と各種居住ニーズに対応したまちなか居住施設整備を推進するものです。

次に4ページに移ります。土地区画整理事業の現状であります。一つは鶴岡市遠賀原土地区画整理事業であります。土地区画整理事業の目的は、道路、公園等の公共施設の整備、改善と良好な土地の供給を行ない、健全な市街地を形成するものであります。当遠賀原地区の事業につきましては、鶴岡市街地の東南部に位置し、以前から用途指定がされておりましたけれども、これまで有効に活用されていなかったと、それで面積的には8.2ヘクタールということであります。平成13年に組合を設立し、認可を受けて着手し、平成17年度を目標に進めているということであります。計画戸数は170戸、人口のほうは550人です。

二つ目として温海町土地区画整理事業であります。温海町の茶屋町地区であります。当地区は日本海沿岸東北自動車道と国道7号を結ぶ都市計画道路温海線が計画されている地区でありますけれども、羽越本線のアンダーパスとなることから、既成市街地との高低差が生じ、居住環境が損なわれる恐れがあるという地区であります。このた

め道路整備と併せて住宅地の再整備を行なうことを目的として、平成８年度から地元のほうで説明会を進めてきたということでありました。平成１８年度からの事業化を目指しております。

続きまして、５ページであります。公営住宅の現状であります。公営住宅は定住世帯への住宅供給施策として、各市町村とも取り組んでおりますけれども、今年４月の現状としては、櫛引町はありませんので、６市町村合計で管理戸数が８７６戸、入居戸数は８１７でございます。市町村で見ますと、鶴岡が６３２、温海が１２８で多い状況となっております。各市町村とも昭和四、五十年頃に建設された建物というようなことで、修繕や改修、建替などを必要とされております。また高齢化社会の進行や低迷する社会経済情勢を反映して、公営住宅への入居は増えてきているという状況になっております。この他鶴岡には２８３戸の県営住宅が設置されているという状況であります。

７ページに移ります。道路の状況であります。道路延長は、国道、県道、市町村道合わせて、７市町村で合計２,０４９．４キロメートルあります。市町村別では鶴岡市の場合７９５．７キロメートルで最も多く、三川町が１４７．８キロメートルであります。また、道路全体に対する市町村道の割合を見ても、温海町と朝日村が国道の比率が高いということを反映しまして、それぞれ５７．６％と６６．０％と、他の市町村より低い状態です。それから改良率を見ても、各市町村とも６０％以上となっておりますが、櫛引の場合９４．３％と最も高い改良率となっております。また、舗装率を見ても、全体ではもう７０％以上になっておりますけれども、先ほどの改良率のように櫛引の場合９７．２％、それから三川町が９７．３％と高い数値を示しております。今後の課題につきましては、国県道の整備状況や交通量の変化など交通環境の変化に対応した道路整備のあり方を検討することが必要であります。また、老朽化した道路施設への対応や住民の要望への対応などが考えられます。

８ページに移ります。水道事業の普及状況であります。普及率については、月山水道企業団管内の藤島、三川の１００％を筆頭に、各市町村とも９７％を超えている状態であります。水道事業は給水人口の規模により、上水道事業と簡易水道事業に区分されておりますけれども、簡易水道につきましては、温海、朝日、櫛引において、山間部を中心に地理的条件から簡易水道となっているような状況であり、箇所数としては１７か所となっております。

次に９ページに移ります。水道事業の主な業務実績状況であります。給水人口は７市町村合計で１５万５,０００人、年間給水量は２,１４７万５,０００立方メートル、それから水道料金の対象となる年間有収水量については、１,８９２万５,０００立方メートルであります。鶴岡市が全体の約３分の２を占めている状況にあります。それから、有収率については平均で８８．１％となっております。高いところでは９３％、低いところでは６１．５％と各市町村によって格差がある状況になっております。原因については次のページに書いてあることも考えられます。

１０ページですけれども、水道施設の状況です。水源につきましては、平成１３年

10月に庄内広域水道用水供給事業が開始され、温海町を除き各市町村で水道用水を受水しておりますが、独自の水源についても持っております。例えば温海町の場合は温海水源というものを持っておりますし、各市町村独自の地下水や湧水等を持っているというようなことであります。いずれにしても、水量的には安定した水源が確保されていると言っていいと思います。水道管の管路延長につきましては、7市町村合計で1,310キロメートルとなっております。各市町村とも老朽管の更新に取り組んでおりますが、石綿管がまだ28キロも残っているという状況にあります。中でも、温海町の場合14.6キロ、羽黒町では7.8キロの石綿管が残っているということがあります。それから配水施設、配水池や調整池の耐震対策状況であります、約半数の配水施設が昭和54年制定の耐震工法指針施行以前に設置された施設になっている状況にあります。

次に11ページの下水道整備状況及び整備計画についてご説明申し上げます。公共用の水利の保全や生活環境の改善を目的として、各市町村とも下水道整備に取り組んでおりますけれども、公共下水道、集落排水事業、合併浄化槽等を合わせた整備状況は、7市町村全体では77.1%になっております。中でも三川町での普及率は99.8%となっております。事業手法別区分で見ますと、公共下水道の場合は羽黒町、櫛引町ではほとんど完了しております。他の市町村においては平成22年から27年度の完了を計画しております。集落排水事業では藤島、櫛引、三川、朝日、温海町では概ね完了しております。一方、未整備区域の大きいところでは、鶴岡市、温海町という状況にあります。課題については記載のとおりです。12ページについては公共下水道、集落排水事業別の状況です。

次に、最後のページになります。13ページをお願いします。下水道施設の維持管理状況であります。下水道施設の主なものは、7市町村合計で管渠が790キロメートル、処理場が47か所、中継ポンプ場が12か所、マンホールポンプ場が268か所という状況です。中には供用後相当年数を経過しておりまして、老朽化しているものが多く、厳しい財政事情の中、その維持管理に大変苦労しているというような状態です。今後の課題としては、下水道台帳の電算化の促進、それから事故があった場合の情報に対する速やかな対応のための情報システムを構築すること、さらには整備の拡充に伴って管理対象施設が多くなってきておりますので、維持管理費用の増嵩への対応が課題となっております。

以上であります。

- **今井勇雄委員長** 説明は以上のようなのですが、ただ今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。
- **鈴木正士委員** 農業のことでお聞きしますけれども、農家とはどのようなものを指しているか、販売額が前は30万円と聞きましたけれども、あるのか、あるいは面積があるのか、従事日数があるのか。

それからもう一つは、資料を大変丁寧に出示していただきましたけれども、個人のはヘクターで出して、総体がアールで出している、これは統一性をひとつお願いしたい。動向を見ればいいわけですから、よろしくお願いします。以上です。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副会長** この数値につきましては、センサス出典の山形県の農業から引き出しておりますので、それによって農家というものの位置づけをいたしております。面積と労働日数で基本的なところは整理をして…。

○**鈴木正士委員** 面積がいくら以上が農家と言うか、あるいは従事日数が何日以上を農家という示し方をしているかということを聞いている。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副会長** ちょっとお待ちください。それから、表示の仕方でございますけれども、このことは以後気をつけるようにしてまいりたいと思います。

○**鈴木正士委員** 農協の場合は10アール以上、もしくは90日以上が農家と見るわけです。統計で見るのは、確か前は30万以上の販売額、あるいは何とかとありましたけれども、すごく減少している、あるいは兼業があるものですから、果たして農家というのはどういう位置づけであると、それがわからないうちに協議しても仕様がないうことで…。

○**土田宏一事務局調査計画主査** ただ今の質問ですが、正確な回答ができないということですので、後ほど資料を整備いたして、委員の皆様へ配付なり送付をするようにいたしますのでよろしくお願いします。

○**今井勇雄委員長** ほかにございませんか。

○**菅原 元委員** 農業委員会関係ですけれども、7市町村の中で農地価格の違いが相当あるようですけれども、それを資料として提供できないのか、その点どうですか。

○**小林順五農業委員会分科会長** 農地価格の関係が出ましたけれども、農地価格というのは、なかなか把握が難しいところがあります。と申しますのは、売る目的、買う目的によって同じ地域であってもかなり差がございます。例えば代替として買う場合は、それなりの価格で買っていただけますけれども、何とか買ってくださと無理に頼んで農業経営として買っていただく場合はかなり下げているのでありまして、幾らかとなると難しいと。ただどのくらいのところかと申しますと、鶴岡で見ますと100万から150万ぐらい、悪いところになりますとそれより下がるということですし、他の地域におきまして100万台をキープしたいということもありますけれども、それを下回っているところもあるという状況です。

- **菅原 元委員** 資料としてはやっぱりなかなか厳しいという…。
- **小林順五農業委員会分科会長** データとしては、事例として何年何月総会とか、部会もありますけども、それに出された時の価格はこうだということは出せますけれども、それがそのとおりかというところがあります。
- **今井勇雄委員長** ほかにございませんか。
- **富樫達喜委員** 農協関係者だとわかると思うけども、最近の農家経済の動向を見ると、集積をすることによって米専業農家を育てようということで、一生懸命いろんな方法が出てきているわけけども、最近どうも田んぼがいっぱい集積なところが、経営的に非常に圧迫されてきているように見えるんです。一番いい農家というのは、3町歩4町歩ぐらいで農業をかたわらにしながら勤めているというのが、これが非常に経済的にはいいような状況なんです。その辺私もきちとしたものはつかんでいないんですけども、一番今困るのは何でもかんでも集積集積ということで、そっちのほうに持っていかなければならない。我々としても、果たしてどこまでやっていいのかというのが非常に疑問なんです。これから、いわゆる新しい市の農業政策の中でも、非常に大きなネックになっていくのかなというように私感じているんですけども、その辺農業委員会のベテランの先生の意見はどうですか。
- **大瀧常雄委員** 確かにそのとおりです。集積なった300万するところが、その3分の2になったと。そうするとやっぱり償還金に追われたりしてなかなか容易ではないわけだ。そして米価は下がってくる、おそらく言うとおりの厳しいと思う。だから先ほどの農家の定義というのはなかなか難しいと思う。だから、今言ったように、ちゃんとした兼業をやっていれば農家と見なければならぬわけだ、経営体としては。これから資料を作る場合に、農家の定義をどうするか、これは大切だと思う。農家は農業と一口でいかない。現状はそうです。
- **今井勇雄委員長** ほかにございませんか。
- **富樫栄一委員** 一つ建設のほうで、公営住宅は老朽化に伴う改修に多額の経費を要するだろうとあるけれども、これは大雑把にでも試算はしていますか。
- **上林正利建設部会副部会長** 資料としては持っていません。
- **榎本政規委員** 一つは、農業委員の数、先ほど言いましたとおり40名ということで、これをどういうふうにして、農業委員同士で決めていこうと考えておられるのか、あ

るいはもう決まったものだからという、合併したら一発の大選挙区になるのか、あるいは選挙区制度を設けてやるのかと、そういうのは農業委員会同士で話をされているのか、これ一点。

もう一つは、これはまったく行政がタッチしないほうがいいのかどうか分かりませんが、土地改良区の問題が私は大きくなっていくんだと思うんです。赤川連合土地改良区があるわけです。何か話を聞くとところによりますと、赤川連合の土地改良区は合併しようという動きがあったのが、一つの土地改良区をやめたということで、合併すれば赤川連合というものはなくなるのだけでも、結局一つの土地改良区が抜けたことによって、連合をもう一回置かなければならなくなる。私は、この土地改良区の経費だって農家経済を相当圧迫しているんじゃないかと思うものですから、その辺を行政としてこれからどう指導していくのかということを考えられるか。

- **小林順五農業委員会分科会長** 農業委員会の関係でございますが、農業委員の定数につきましては、先ほども申し上げましたように、公選で選ばれる人は最大で40名となっています。それで今現在は、公選で選ばれる方が101名ございますけれども、農業委員会等に関する法律によりますと、こういうふうに書いてあるということでございます。

それでどうするかということですが、私ども農業委員会としましては、まだお互いに研究中でありまして、どうするかは判断できません。決めていただくのは、この合併協議会でございますから、私どももそういう意見が求められるようであれば、相談してこういうふうにやりたいということでございますけれども、基本的に農業委員の定数につきましては、選挙人名簿の数がどうなっているかということが大きなことになるとと思います。ただ特例法からいいますと、1年以内ですけども、80名までできるということがいわれておりますけれども、それを全体のためにやってもいいのかどうかということもございます。なお、その体制等を会長、会長職務代理に私ども事務局も入りまして、検討会を重ねたいという動きがございますので、さらに検討したいと思っています。

- **鈴木喜一郎農林水産部会副部会長** 土地改良区が11存在するわけでございますけれども、それに関わる件については、私どもとしてはまだ話の中に入っておりません。

- **今井勇雄委員長** ほかにございませんか。

5 その他

- **今井勇雄委員長** ないようですので、その他ということですが、何かございますか。
- **土田宏一事務局調査計画主査** 事務的な連絡を1件だけさせていただきます。今日この後、議会議員の定数等検討小委員会が開催をされます。議会議員の委員の皆様につ

いては、先ほど合併協議会が開催されました大集会室のほうに、４時１０分までお集まりくださいますようお願いを申し上げます。連絡は以上でございます。

６ 閉 会（午後３時５７分）

- 今井勇雄委員長** それでは以上で、本日の専門小委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。